

添付法令資料 3 :

ミャンマー契約文書登記法
(2018 年連邦議会法第 9 号)
ビルマ暦 1379 年タングー月白分 4 日
(2016 年 3 月 20 日)

- 第 1 章 名称、効力発生及び定義 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 契約文書登記官の各階級及び調査官の任命 (第 4 条ないし第 8 条)
- 第 3 章 契約文書登記署の設立 (第 9 条ないし第 15 条)
- 第 4 章 契約文書の登記 (第 16 条ないし第 20 条)
- 第 5 章 契約文書を登記・登録するための時間 (第 21 条ないし第 29 条)
- 第 6 章 契約文書登記権を有する者 (第 30 条ないし第 34 条)
- 第 7 章 契約文書締結当事者及び証人についての免除許可 (第 35 条及び第 36 条)
- 第 8 章 遺言の寄託 (第 37 条ないし第 42 条)
- 第 9 章 遺言及び養子文書の登記 (第 43 条ないし第 46 条)
- 第 10 章 契約文書登記の効力発生 (第 47 条ないし第 49 条)
- 第 11 章 登記官及び調査官の義務及び職権 (第 50 条ないし第 58 条)
- 第 12 章 登記許可の拒絶及び不服申立 (第 59 条ないし第 67 条)
- 第 13 章 登記、検索、謄写受領に関する手数料 (第 68 条及び第 69 条)
- 第 14 章 登記したとみなされる契約文書 (第 70 条及び第 71 条)
- 第 15 章 禁止事項 (第 72 条及び第 73 条)
- 第 16 章 罰則 (第 74 条ないし第 76 条)
- 第 17 章 雑則 (第 77 条ないし第 87 条)